

軽度認知障がいを早期に見つけましょう！

「あたまの健康チェックを受けませんか」

認知症は突然発症する病気でなく、長い年月をかけて少しずつ発症に向かう病気です。誰でも年齢を重ねることに

よって物忘れしやすくなりますが、認知機能（理解力・判断力・思考力・計算力など）が年齢相当よりも低下した認知

症の段階の状態を「軽度認知障がい（MCI）」といいます。

この状態では日常生活に支障はありませんが、放置すると1年で10%の方が認知症に移行するといわれているため、早期に気付き有効とされる取り組みを始めることが大切です。

物忘れが気になったら早めにかかりつけ医や専門医に受診い



ただくことが重要ですが、認知機能のチェックを受けてみたいという方に、市では簡易的なチェックを行い、認知症予防

についての個別相談を行っています。この機会にぜひご参加いただき、認知症予防にお役立てください。

※認知症やMCIを診断するものではない。

※初めての方を優先させていただきます。

対象は次の全てに該当される方です。

- ①市内在住の65歳～79歳の方
- ②認知症の診断や治療を受けていない方
- ③介護保険で要支援・要介護に該当していない方

期日 6月12日(月)、7月11日(火)、8月10日(木)
時間 全日とも午前8時50分から正午までの間で、1人あたり約30分程度
場所 市役所2階202・203会議室(花岡町2)
申込方法 前日までにTEL

申込
 問合せ先
 地域包括支援センター
 ☎35-2940

新規事業

婚活イベント開催費用を助成 ～結婚支援イベント補助金をご活用ください～

市では、結婚につながる出会いの機会をつくる「結婚支援イベント」を開催する団体へ補助金を助成します。

・対象事業（原則、次の全てに該当する事業）

- ・20歳以上の独身男女を対象とするもの
- ・市内において実施するもの
- ・募集定員を20人以上とするもの
- ・募集定員の半数以上を、市内在住または在勤の方とするもの
- ・募集要件を、市内在住もしくは在勤の方または市内への移住に関心がある方とするもの（市内在住者が入っていること）
- ・平成30年3月末までに開催する営利目的でないもの

・対象者

結婚支援イベントを行う市内に拠点がある団体

・助成額

補助対象経費の全額を助成し、1事業20万円を上限（全体経費から参加料などの収入を差し引いた額が、この上限額を下回る場合はその額が上限）

・補助対象経費（一例）

- ・報償費（司会者や講師への謝金など）
- ・消耗品費（景品や記念品は除く）
- ・印刷製本費（チラシやポスターの印刷費など）
- ・広告料（新聞やテレビ、ラジオなどの広告料）
- ・その他、郵便料や損害保険料、会場使用料など

※対象事業や対象経費、お申し込み方法など、詳しくは事前にお問い合わせください。

申込・問合せ先 協働推進課 ☎35-3412
 広報ID 1008334

提出は8月末まで

初期消火資器材の更新申請

消火栓の横に設置されているホース格納箱や小型動力ポンプ格納庫と、その中に収納されているホースやノズル、消火栓のハンドルなどの老朽化や破損があれば、市では修繕更新します。希望される自主防災組織は、

「初期消火資器材更新申請書」を最寄りの消防署や分署、出張所に提出してください。

申請書は前述の場所にあるほか、市HPからもダウンロードでき

ます。なお、同ページには「初期消火資器材点検表」も掲載されていますので、貴団体の初期消火資器材の点検にご活用ください。更新申請書の提出期限は8月末までに提出



隊長の固定化が効果的

自主防災組織の活動活性化を図るためには、防災に関する知識の豊富な方が先頭に立ち、隊長として指導・活動されることが効果的です。

そのために、市では自主防災組織の隊長を複数年、固定化することを推奨しています。

なお、自主防災組織による初期消火訓練（消火栓や防火水槽と小型動力ポンプを利用）などは年1回以上の実施をお願いします。

問合せ
 消防署防災課
 ☎32-01119